

第 8 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 5 年 8 月 18 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第8回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月18日(金) 午後2時から午後2時49分まで
- 2 開催場所 雄和市民サービスセンター洋室3・4
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 18人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	8番	武藤真作
9番	星容子	10番	伊藤洋文
11番	三浦宏和	12番	柴田ますみ
13番	佐々木和昭	14番	加賀屋慎一
15番	鎌田悦雄	16番	佐々木繁明
18番	佐々木英久	19番	佐藤きよ子
- 5 欠席農業委員
17番 藤田修
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
 - 第6 議案第57号 農用地利用集積計画の撤回に関する件
 - 第7 議案第58号 農用地利用集積計画(令和5年度第5号計画)に関する件
- 7 事務局職員

参事	熊谷勝	副参事	住谷真人
副参事	稲葉隆	主席主査	山本郷史
主席主査	勝田茂満	主査	幸野善寿
主査	鈴木百愛	主任	佐藤知拡
- 8 書記
主任 越前屋麻希子
- 9 議事録署名委員
4番 白岩勝
5番 関正美

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和5年第8回農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありましたのでご報告いたします。17番藤田修委員1名で ございます。委員定数19名中18名の出席ですので総会の出席委員は定足数 に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願います。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第8回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行 させていただきます。
一	日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に 指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、4番白岩勝委員と5番関正美委員にお 願います。
	次に、日程第2の会期決定の件でございますが、これも慣例に従いまし て、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後 4時までといたします。
	続きまして、日程第3の会務報告に移ります。
	はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第 1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2と3、「一般社団法人秋田県農業会議第88回常設審議 委員会」および「第36回理事会」につきましては、一括して私の方から報 告させていただきます。
	【会務報告2、会務報告3の報告】
	次に、会務報告4の「農業委員会の制度と業務に関する地区別巡回説明」 につきまして、19番佐藤きよ子委員から報告をお願いします。
19番佐藤きよ子委員	【会務報告4の報告】
議長	次に、会務報告5の「秋田中央地区農業委員会会長会臨時総会」につ

議	長	まして、事務局から報告をお願いいたします。
事 務 局		【会務報告 5 の報告】
(熊 谷 参 事)		
議	長	次に、会務報告 6 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から会務報告 10 の「現況地目照会に係る回答について」までの 5 件について、事務局から報告をお願いいたします。
事 務 局		【会務報告 6 から 10 までの報告】
(住 谷 副 参 事)		
議	長	以上で、会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに、日程第 4、議案第 55 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、1 件を上程します。 事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局		議案書 1 ページの 1 件について説明いたします。
(鈴 木 主 査)		番号 1。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲渡人は県外在住であり、この度、財産処分を希望したことから、これまで当該地を管理し、経営規模の拡大を考えていた譲受人と売買しようとするものです。売買による所有権の移転ではありますが、申請地に仮登記が設定されていることから、農地法第 3 条で取り扱うものです。 農地法第 3 条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人は年間 260 日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われます。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議	長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号 1 について、現地調査を行った伊藤貞美推進委員から報告を受けた 7 番加藤淳委員に報告をお願いします。
7 番加藤淳委員		7 番加藤です。現地確認を行った伊藤推進委員から報告を受けて私自身も先日現地確認を行いました、別段問題ないと思いますのでご審議の方よろしくをお願いします。

議	長	<p>それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一	同	なし。
議	長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第55号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第56号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (勝田主席主査)		<p>それでは、議案の説明の前に、お配りしております資料の訂正についてご説明させていただきます。 農地転用許可説明資料1ページに、今回の説明とは関係のない記述がありましたので、削除をお願いします。 地図の左側に「岩見川」という文字がありますが、関係のない記述となりますので削除をお願いします。 また、地図の右側に「御所野」という文字がありますが、こちらも関係ございませんので、削除をお願いします。大変失礼いたしました。</p>
議	長	よろしいでしょうか。それではお願いします。
事 務 局 (勝田主席主査)		<p>それでは、議案について説明します。議案書の2ページから3ページをご覧ください。 番号1。譲受人は、 。譲渡人は、 ほか4名。施設の概要は、特別養護老人ホームへの永年転用。申請地は 外8筆で合計面積は12,207平方メートル。また、一体として利用する農地以外の土地を含めた総面積は14,884平方メートル。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページから3ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。現地調査は8月8日に行っております。 転用事業計画について、譲受人である は、申請地と同一地区内に特別養護老人ホームを開設していますが、開設から43年が経過し施設の老朽化が著しいこと、土砂災害警戒区域の近隣に立地していることから、施設の移転建替を行うこととしました。そのため、現施設と同一地区内であり、バス停留所から近く利用者の来所が容易な当該地を選定し、転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内の農用地区域外、農地区分は第2種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画</p>

事務局 (勝田 主席主査)	<p>は自己資金および借入金。申請適格等は適合。過去の転用実績はなし。工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年9月30日まで。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条許可見込みおよび秋田農業振興地域整備計画変更により農用地区域から除外済み。土地改良区等からの意見書は、 土地改良区から差し支えなしとなっております。</p> <p>被害防除について、隣接に対する措置は施設・建物の高さを加減する、排水計画において汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は水路放流です。</p> <p>なお、番号1について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号1について、現地を調査した、鎌田重憲推進委員から報告を受けた、18番佐々木英久委員から報告をお願いします。</p>
18番佐々木英久委員	<p>18番佐々木です。鎌田委員から報告を受けまして、私は当日立ち会いませんでしたでしたが、よくわかっている場所です。太平地区の入り口、 に向かって右側、高速道路の下あたりです。この施設は開設から43年、ちょっと山の上の影のほうに位置しており、古くもなり建替えしたいという話です。以前から話がありましたが、何ら問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見のある方お願いいたします。</p>
11番三浦宏和委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>三浦委員、どうぞ。</p>
11番三浦宏和委員	<p>11番三浦です。説明資料によると、既に農用地除外済で「農振整備計画」変更済と記載されています。今までは、転用と農用地除外は同時並行的にやってきたと思いますが、農用地除外をあらかじめ先にできた理由は为什么呢。</p>
議長	<p>事務局、お願いいたします。</p>
事務局 (稲葉 副参事)	<p>同時並行的に相談は受けておりましたし、これまでも農用地区域から除外した後で転用の申請という流れになっておりましたので、今までと変わらないということになります。</p>
議長	<p>三浦委員、よろしいですか。</p>
11番三浦宏和委員	<p>11番三浦です。農用地除外は、転用の確実性を担保とするので、農地転用許可の見込みがないときは除外しなかったと思うのですが。</p>
事務局 (住谷 副参事)	<p>はい、議長。</p>

議 長	事務局、お願いいたします。
事 務 局 (住谷副参事)	農用地除外を伴う転用は、「同時許可」という形でこれまではやっていますが、令和4年4月の農地転用許可事務の適正化に関する通知の中で、改めて農用地除外手続き後の農地転用許可申請が適当である旨明記されています。なお、都市計画法の開発行為については相変わらず「許可見込み」として、農地法との同時申請、同時許可になっています。
議 長	三浦委員、よろしいですか。
11番三浦宏和委員	はい、ありがとうございます。
議 長	他にありませんか。他に質問がないようですので、採決に移ります。今回は、県農業会議への諮問が必要な案件です。農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第56号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を、原案のとおり許可相当にすることに決定いたします。 次に、日程第6、議案第57号、農用地利用集積計画の撤回に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (山本主席主査)	この、農用地利用集積計画の撤回については、農地中間管理機構を使った圃場整備事業の実施に伴うものです。 いわゆる、この新型圃場整備事業の実施には、出し手が中間管理機構へ貸し出す中間管理権の契約期間が15年以上という要件があります。 平成29年9月25日に改正土地改良法が施行され、これ以降に契約された農地については、契約延長の手続きができますが、これ以前に契約された農地については、農用地利用集積計画を撤回し、同時に新たな農用地利用集積計画を作成することが必要となります。 新たな農用地利用集積計画については、次の、議案第58号でご審議いただきます。 それでは、議案について説明します。 議案書の5ページをご覧ください。 番号1。公告年月日は平成28年3月28日、総会決定年月日は平成28年3月17日、案件番号は平成27年度第12号番号82、撤回区分は一部撤回、借り手、貸し手、土地の所在、地目、面積、現契約の契約期間、事由は議案書に記載のとおりです。 これを含む合計3件のうち、一部撤回が1件、全部撤回が2件です。 説明は以上です。
議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農用地利用集積計画の撤回に関する件、3件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第6、議案第57号、農用地利用集積計画の撤回に関する件、3件を原案のとおり決定することに決定いたします。 次に、日程第7、議案第58号、農用地利用集積計画（令和5年度第5号計画）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (山本主席主査)		はじめに、所有権移転について説明いたします。 議案書の7ページをご覧ください。 番号1。買い手は[]。売り手は[]。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積等は、議案書に記載のとおりです。これを含む合計5件のうち、売買が3件、贈与が2件です。 続きまして、利用権設定について説明いたします。議案書は8ページから62ページまでです。 番号1。借り手は[]。貸し手は[]。土地の所在、地目、面積、10アール当たりの対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。これを含む合計32件のうち、議案書18ページ以降の28件は、農地中間管理事業による利用権設定です。 以上、令和5年度第5号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議	長	それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。 ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
11番三浦宏和委員		はい、議長。
議	長	三浦委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員		11番三浦です。7ページの所有権移転の番号5ですが、10アール当たりの対価が3,500円となると、農地面積が92平方メートルなので総額は約350円ということになりますよね。何か特別な事情があるのかどうか、答えられる範囲で結構ですので、お知らせください。
議	長	事務局、お願いいたします。
事 務 局 (山本主席主査)		5番については、この農地以外の宅地も一緒に購入するため、全体の価格からこの農地分を計算するとこのような金額になるということです。
11番三浦宏和委員		はい、議長。

議 長	三浦委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員	11番三浦です。続いて25ページ、 という法人ですが、親子二人で頑張っていたと記憶しています。先月の議案書では経営面積が10町歩以下でした。今回、約39町歩ということで、ミニライスセンターが必要なくらいの大規模な経営面積になっています。親子二人での作業は厳しいと思いますが、従業員や臨時雇用など何か事情がわかりましたらお願いします。
議 長	事務局、お願いいたします。
事 務 局 (山本主席主査)	議案書の「家族数（耕作者数）」については、法人の場合、農地所有適格法人の役員要件を表しており、家族数は役員数、耕作者数は年間150日以上の農業従事者数となります。なお、従業員や臨時雇用の数はこちらでは把握できておりません。
12番柴田ますみ委員	はい、議長。
議 長	柴田委員、何かありますか。
12番柴田ますみ委員	12番柴田です。私は、 の近隣で耕作しています。
議 長	事情が分かるということですね。柴田委員、説明をお願いします。
12番柴田ますみ委員	12番柴田です。作業の様子を見てみると、非常勤かわかりませんが2～3名の作業員と、オペレータの方が の他に1名従事していますので、耕作に問題はないと思います。
議 長	三浦委員、よろしいですか。
11番三浦宏和委員	この方は野菜もやる方で、稲作だけであれば機械化も進んでいるのでこのくらいの経営面積であっても、親子二人で十分だと思いますが、本当に人員は大丈夫かなと思い聞いてみました。
1番齊藤善彦委員	はい、議長。
議 長	齊藤委員、どうぞ。
1番齊藤善彦委員	1番齊藤です。間違いなく経営面積は39町歩もあるのですか。
議 長	事務局、お願いいたします。
事 務 局 (山本主席主査)	仁井田地区の圃場整備の受け手法人になっており、先月総会の決定・公告によりかなり面積が増えました。
3番鈴木昇委員	はい、議長。
議 長	鈴木委員、どうぞ。

3番鈴木昇委員	3番鈴木です。地元以外の農地を耕作している法人であり、詳しい営農状況がわからないため、齊藤委員も経営面積に問題はないのかを確認したのだと思います。
議	<p>長 暫時休憩いたします。</p> <p>【休憩】 (午後2時46分)</p> <p>【再開】 (午後2時47分)</p>
議	<p>長 議事を再開します。 他にご質問、ご意見はありますか。</p>
一	<p>同 なし。</p>
議	<p>長 他にご質問等がないようですので、採決に入ります。 はじめに、所有権移転について採決いたします。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	<p>同 異議なし。</p>
議	<p>長 「異議なし」の声がありましたので、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、利用権設定について採決いたします。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	<p>同 異議なし。</p>
議	<p>長 「異議なし」の声がありましたので、全て原案のとおり決定することにいたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(午後2時49分終了)</p>